



鳥取県公報

令和7年10月7日（火）
第9731号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県営土地改良事業計画の変更（588）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 2
	公共測量の実施（5件）（589～593）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 2

告 示

鳥取県告示第588号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農業競争力強化基盤整備事業 折渡地区 区画整理・農業用排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年10月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和7年10月7日から同年10月27日まで

3 縦覧に供する場所

日南町役場

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第589号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年10月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 作業種類 公共測量（基準点測量）

2 作業期間 令和7年7月1日から同年10月31日まで

3 作業地域 日野郡日南町湯河

鳥取県告示第590号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年10月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 作業種類 公共測量（基準点測量及び応用測量）

2 作業期間 令和7年9月19日から令和8年1月5日まで

3 作業地域 西伯郡伯耆町三部

鳥取県告示第591号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県鳥取県土整備事務所所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年10月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 作業種類 公共測量（基準点測量、応用測量、地形測量及び写真測量）

- 2 作業期間 令和 7 年 9 月 25 日から令和 8 年 3 月 16 日まで
- 3 作業地域 鳥取市古海

鳥取県告示第592号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和 7 年 10 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（応用測量）
- 2 作業期間 令和 7 年 9 月 26 日から令和 8 年 1 月 26 日まで
- 3 作業地域 八頭郡智頭町大字八河谷

鳥取県告示第593号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和 7 年 10 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 2 月 27 日まで
- 3 作業地域 鳥取市吉岡温泉町